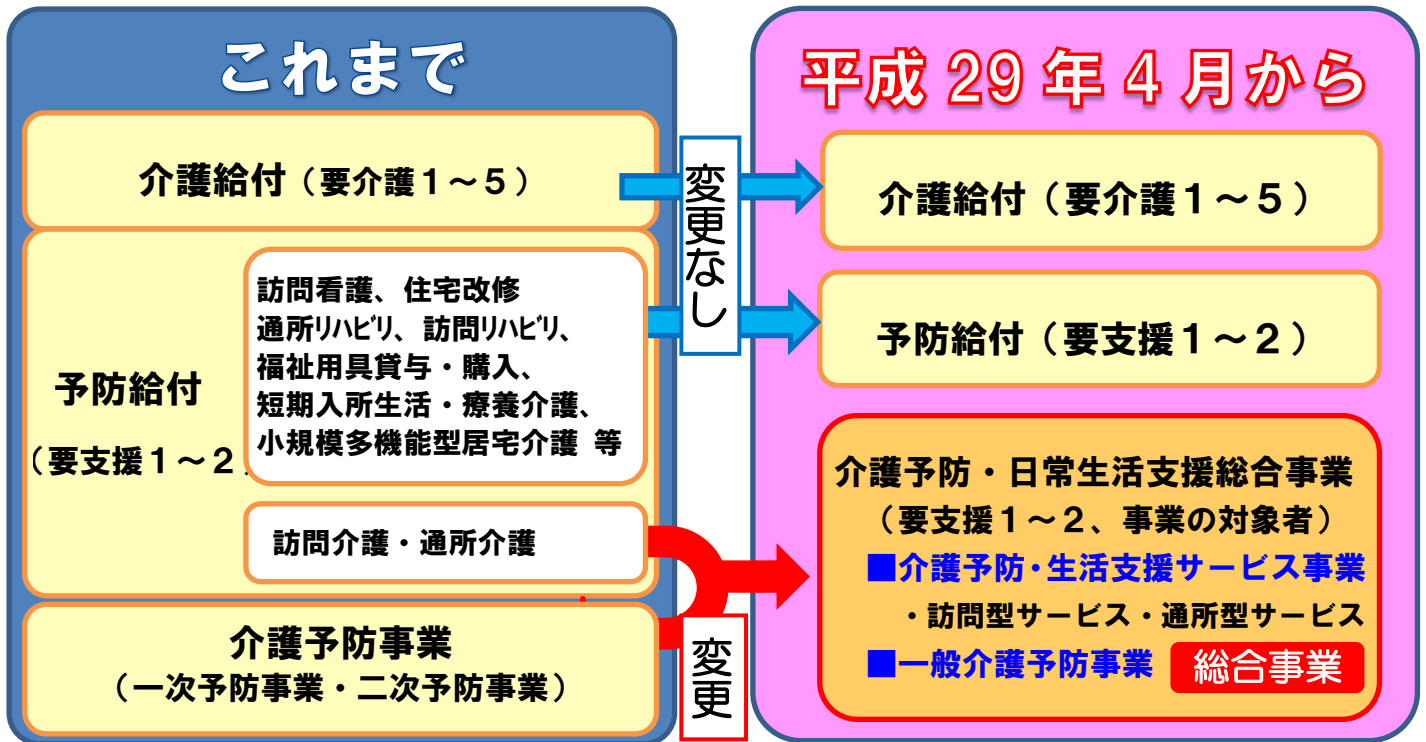


介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のお知らせ

これまで全国一律の基準で実施されていた要支援1・2の方を対象とした介護保険サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）が総合事業となり、かほく市独自の事業として実施することになります。また、すべての65歳以上の方が参加できる介護予防事業の取り組みも総合事業で実施することになります。

今までよりサービス選択の幅が広がり、一人ひとりの状態にあったサービス利用で、みなさんの生活と介護予防を支えます。



現在、要支援1・2の認定を受けている皆様へ

○現在利用しているサービスはそのまま利用することができますが、訪問介護・通所介護を利用している方は、介護サービス事業所等との契約変更手続きが必要になります。

2～3月中に、手続きが必要な方のご自宅に長寿介護課(高齢者支援センター)職員等がお伺いしますので、確認・手続きのご協力をお願いします。

○要介護認定等の更新手続きを一部簡素化します。「訪問介護」、「通所介護」のみを引き続き利用希望する場合には、介護保険被保険者証の有効期間満了時に「基本チェックリスト」というアンケートに回答して、総合事業を申請することで、要介護認定等の更新手続きをしなくてもサービスを継続利用できるようになります。

○かほく市独自のサービスとして、ホームヘルパーやシルバー人材センターによる掃除・洗濯・調理・買物代行などの「生活支援サービス」、閉じこもりを防止するための半日コースの「ミニデイサービス」などがあります。

※詳細については、市役所長寿介護課内 かほく市高齢者支援センターまたは、担当介護支援専門員(ケアマネジャー)にお問合せください。

